

申立書

※ 委任者が委任状を記入できない場合に使用する書面です。委任状と一緒に提出してください。

委任者が作成すべき委任状をやむを得ず代筆する方（申立人）が、全ての項目を記入してください。

また、申立人が代理人となることはできません。あらかじめ御了承ください。

(宛先) 八戸市長

記入日：令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

【 委任者 】（頼む方）

住 所 八戸市○○ ○丁目○番○号

氏 名 八戸 花子

生年月日 明・大(昭)・平 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

上記委任者は、以下の理由により委任状を記入することができませんので、申立人である私が別紙のとおり委任の旨を証する書面を代筆し、作成いたしました。

別紙の委任の旨を証する書面は、委任者の指示のもと作成したものであり、別紙の届出・請求等については委任者本人の意思に基づくものに相違ありません。

本申立の内容に嘘や偽りはなく、貴職に対して一切の御迷惑をおかけしません。

つきましては、届出・請求等の受理について、特段の御配慮のほどお願いいたします。

【 委任状を記入できない理由 】

病気により手が動かないため

【 申立人 】（委任状を代筆する方）

委任者との関係

子

住 所 八戸市大字○○字○○ ○番地○

氏 名 八戸 太郎

※ 申立内容等について嘘や偽り等が発覚した場合は、刑法により罰せられる場合があります。

私文書偽造等罪（刑法第159条）・・・3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

偽造私文書等行使罪（刑法第161条）・・・3月以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金